

胎内市幼保連携型認定こども園運営事業者募集要項における質問及び回答

No.	質問項目	質問内容	回答
1	諸条件(6. 保育・教育等の運営に関すること(1)) 教育・保育目標等について	現行園の掲げる教育・保育の理念、基本方針、目標等については、どのように取り扱うべきか、条件等がありますか。	引継ぎ初年度においては基本的に現行園の理念、基本方針、目標等を継承していただき運営してください。また、2年目以後につきましては、変更する際は幼保連携型認定こども園教育・保育要領に則した内容として、運営法人と利用する児童の保護者（保護者会等）間において十分に協議し保護者会等の理解を得ることとします。
2	諸条件(11. 苦情対応、第三者評価等) 第三者評価の受審について	第三者評価の受審は、令和8年度から実施するとの理解でよいですか。また、受審の頻度は3年毎でよいですか。	第三者評価につきましては、国の示す内容に則り、5年毎の受審が努力義務となっておりますので取り組んでいただきたく存じます。また、公定価格の算定において上限額15万円の加算（補助）があります。
3	人員配置	現在の職員の職務ごとの人員配置状況について、ご教示ください。（職務ごと、正職員、会計年度職員、非常勤職員、常勤換算数の内訳など）	園長含む保育教諭正規職員が12名、会計年度任用職員が21名（フルタイム7人 7.0h 2人 6.0h 6人）保育補助職員（6～7.5h）6人 バス添乗1人給食調理職員正規5人会計年度任用職員1人技能員1人会計年度技能員1人事務補助員1人（7.0h）子育て支援C 1人 一時預かり 1人 合計45人体制となっております。
4	園児数	直近10年間の、園児数の推移について、ご教示ください。	別紙参照（※1 中条すこやかこども園在籍園児数推移）
5	園児数	今後10年間の、園児数の推移予測について、ご教示ください。	現段階での園児数（市全体）の見込みは、第三期胎内市子ども・子育て支援事業計画に基づき（5か年度）、次のとおりです。 令和7年度 685人、令和8年度 666人、令和9年度 652人、令和10年度 649人、令和11年度 645人

胎内市幼保連携型認定こども園運営事業者募集要項における質問及び回答

No.	質問項目	質問内容	回答
6	運営に係る諸条件 5. 施設に関すること (2) 建物について ②修繕の費用負担	大規模な修繕に該当する基準（金額）など、ご教示ください。 例：〇〇円以下は公私連携法人負担、〇〇円以上は胎内市負担	費用が一定額以上（見積額）がかかる修繕に関しては当市と協議したうえで、負担割合等を考慮します。建物、備品、設備に係るものに限らせて頂きます。 運営法人決定後、要相談とします。
7	運営に係る諸条件 5. 施設に関すること (3) 既存備品等について	無償貸与の既存備品について、送迎車両（バス等）は含まれていますか。ほか、法人で開園に合わせて用意すべき大型備品や設備などありますでしょうか。	送迎車両につきましては、無償貸与できます。ただし、現状は当市が所有し使用することで自動車税減免対象となっておりますが、使用者変更する際に課税対象となり得ますのでご承知おきください。また、諸手続きにかかる費用の負担が生じる際はご負担頂きます。大型備品や設備につきましては現状において特段問題無く運営しております。見学の際にご確認ください。
8	運営に係る諸条件 10. 移行準備に関すること (2) 引継ぎ要因の確保	・引継ぎ要員の職種および人数は、①園長予定者 ②保育教諭の計2名以上で宜しいでしょうか。	お見込みのとおり、引継要員につきましては、2名以上を予定しております。
9	運営に係る諸条件 10. 移行準備に関すること	運営に必要な職員の確保について、会計年度職員以外（公務員である正職員）が、1年間程度の時限的に、当方の職員として勤務することは可能でしょうか。（給与水準などは要協議）	当市から研修員として勤務した前例があります。（給与等は市負担・私立保育士カウントは不可） 運営法人決定後、要相談とします。
10	その他	今回の運営事業者募集の対象である“中条すこやかこども園”の概要資料（パンフレットや運営資料など）を可能な範囲でご提示頂けますでしょうか。	別紙参照（※2 令和7年度中条すこやかこども園要覧）